

使用料規程

平成13年10月26日届出

一部変更 平成14年 3月 1日届出
一部変更 平成15年 5月30日届出
一部変更 平成17年 8月18日届出
一部変更 平成18年 3月 2日届出
一部変更 平成18年 8月31日届出
一部変更 平成19年 4月13日届出
一部変更 平成19年11月29日届出
一部変更 平成20年 8月27日届出
一部変更 平成21年 5月28日届出
一部変更 平成24年11月29日届出
一部変更 平成25年 2月26日届出
一部変更 平成26年 2月27日届出

株式会社イーライセンス

使用料規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社イーライセンス（以下「甲」と略する。）が、甲の名にて、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものである。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。

- ①「レコードに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、③に該当するものは除く。
- ②「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスクなど音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、③、④又は⑤に該当するものは除く。
- ③「インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾」とは、CD-ROM、DVD-ROM、その他の記憶媒体などに、総再生時間が特定できない形態で、画像、文字などとともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、④に該当するものは除く。
- ④「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲーム（ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機を含むがこれらに限られない）に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。
- ⑤「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。
- ⑥「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。
- ⑦「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、⑫に該当するものは除く。
- ⑧「放送に関する利用許諾」とは、放送及び当該放送用の録音に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、⑥に該当するものは除く。

- ⑨「有線放送に関する利用許諾」とは、有線放送及び当該有線放送用の録音に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、⑥に該当するものは除く。
- ⑩「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。
- ⑪「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。
- ⑫「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。

(利用許諾の区分)

第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。

- ① レコードに関する利用許諾
- ② ビデオグラムに関する利用許諾
- ③ インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾
- ④ ゲームソフトに関する利用許諾
- ⑤ 映画録音に関する利用許諾
- ⑥ コマーシャル送信用録音に関する利用許諾
- ⑦ インタラクティブ配信に関する利用許諾
- ⑧ 放送に関する利用許諾
- ⑨ 有線放送に関する利用許諾
- ⑩ 出版に関する利用許諾
- ⑪ 貸与に関する利用許諾
- ⑫ 業務用通信カラオケに関する利用許諾

(レコードに関する利用許諾)

第4条 レコードに関する利用許諾の使用料は、レコード1枚著作物1曲（なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。）につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用のレコード

(1) レコードに定価が明示ある場合

レコードの定価（消費税額を含まないもの。）の6%を、そのレコードに含まれている著作物数で除した額又は7円90銭のいずれか多い額とする。

(2) レコードに定価の明示がない場合
著作物1曲につき7円90銭とする。

② その他のレコード

①以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

3 1の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（オルゴール、ICメモリーを含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(ビデオグラムに関する利用許諾)

第5条 ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額又は3円50銭のいずれか多い額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用のビデオグラム

当該ビデオグラムの
小売価格 $\times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(註1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(註2)}}{\text{著作物の累計利用時間(註3)}}$
(消費税額を含まないもの)

(註1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(註2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。

(註3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

② 劇場用映画のビデオグラム

①の規程にかかわらず、劇場用映画（テレビドラマ、テレビ映画を含む）をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格（消費税額を含まないもの。）に1.75%を乗じた額とする。

③ その他のビデオグラム

①及び②以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とする。

- 2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。
歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。
- 3 1の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（動画表示機能付き玩具を含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

（インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾）

第6条 インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾の使用料は、インタラクティブ・パッケージ1枚の著作物1曲（なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。）につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用インタラクティブ・パッケージ製品

(1) 製品記載価格のあるもの

インタラクティブ・パッケージの製品記載価格（消費税額を含まないもの。）の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額又は5円のいずれか多い額とする。

(2) 製品記載価格のないもの

インタラクティブ・パッケージの卸価格の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額又は5円のいずれか多い額とする。

② その他のインタラクティブ・パッケージ製品

①以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分毎に5円以内の額とする。

- 2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。
歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

（ゲームソフトに関する利用許諾）

第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

（インタラクティブ配信に関する利用許諾）

第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① ダウンロード形式

(1) 楽曲データ

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-1)

利用形態	情報料あり	情報料なし
通常	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%又は7円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7円50銭
着信音再生専用データ (再生時間45秒以内)	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%又は5円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円

(2) 音声番組

音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-2)

情報料あり	情報料なし
1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.5%もしくは7円50銭、又は3円75銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり7円50銭又は3円75銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額

但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。

(3) サブスクリプション

サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。

(表 8-1-3)

利用形態	使用実績 報告の有無	情報料又は広告料等の 収入あり	情報料及び広告料等の 収入なし
通常	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額
携帯電話用 再生専用 データ	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた額

(4) 特定ゲーム用音楽データ配信

ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム（多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」という。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除く）に用いる音楽データ（以下「特定ゲーム用音楽データ」という）をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表 8-1-4-1)

情報料あり	1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 5.9%又は 5 円 90 銭 のいずれか多い額
情報料がなく広告料等の収入あり	1 曲 1 リクエスト当たり 5 円
情報料及び広告料等の収入なし	1 曲 1 リクエスト当たり 4 円 30 銭

但し、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物 1 曲につき、以下の通りとする。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいう。

(表 8-1-4-2)

1 曲 1 利用者あたり、月間の情報料の 0.5%または 0.5 円のいずれか多い額
--

なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、②(1)を適用する。

また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(5) 歌詞・楽譜等可視的利用の場合

ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物 1 曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表 8-1-5)

情報料あり	情報料なし
1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 10%又は 10 円のいずれか多い額	1 曲 1 リクエスト当たり 7.5 円

② ストリーム形式

(1) 楽曲データ

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1 サービスあたり、以下の通りとする。

(表 8 - 2)

利用形態	使用実績 報告の有無	情報料又は広告料等の 収入あり	情報料及び広告料等の 収入なし
通常	あり	1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1 サービス当たり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1 サービス当たり、1,000円
ストリーム配信 される音楽以外の 著作物において、音楽著作物が 利用されている 場合	あり	1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1 サービス当たり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
	なし	1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1 サービス当たり、750円

また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。

(2) リングバックトーン

リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。

(3) 歌詞・楽譜等可視的利用の場合

データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間②の(1)の規定を適用するものとする。

2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。

- ① 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わ

なければならない料金をいう。

- ② 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内（但し本規定に別段の定めがある場合を除く）のものをいう。
- ③ 「音声番組」とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものを除く）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をいう。
- ④ 「サブスクリプション」とは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置（但書適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含む）において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなす。
- ⑤ 「サービス」とは、1ホームページ（記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。
- ⑥ 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。
- ⑦ 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。
- ⑧ 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。
- ⑨ 「使用実績記録」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいう。
- ⑩ 「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のもの

のをいう。

- ⑪ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。
- ⑫ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要する。
 - (ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
 - (イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合
 - (ウ) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合
- ⑬ 本条第1項①ならびに②にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式又はダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。

(映画録音に関する利用許諾)

第9条 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(コマーシャル送信用録音に関する利用許諾)

第10条 コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(放送に関する利用許諾)

第11条 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、又は、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

① 全国放送について

(1) 利用時間5分まで 60,000円

(2) 利用時間5分までを超えるごと 60,000円

② 放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯数を勘案し、①の使用料額を減額することができる。

2 日本放送協会が行う放送について、年間の包括利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用

者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。

- 3 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができる。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとする。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定める。

- 4 衛星放送を行う一般放送事業者（受託放送事業者を除く）が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下記①②③の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。何れの場合においても、算出した額が下記④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下記④⑤⑥の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とする。また、新設局の開局年度の使用料は、下記④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下記④⑤⑥の使用料額を減額することができる。

①主として音楽番組のチャンネル	2.25%
②総合編成のチャンネル	1.5%
③ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%
④主として音楽番組のチャンネル	5,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑤総合編成のチャンネル	3,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑥ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,500,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

- 5 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定

める。

- 6 3の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送する場合（自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除く）、当該放送にかかる使用料は3の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用する。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定める。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができる。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

- 7 1の規定を適用する場合で、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは甲の管理外の場合、又は歌詞が甲の管理外の場合、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とする。

（有線放送に関する利用許諾）

第12条 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- 2 音楽の提供を主たる目的とする有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、当該事業者の営業収入(加入料金収入(消費税額を含まないもの)をいう。)に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
- 3 有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV事業者」という。）が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができる。

① 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が下記(2)の額を下回る場合は、下記(2)の額とする。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記(2)の範囲内で使用料額を算出するものとする。

(2) 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は次の区分に定める額とする。

受信契約世帯 1, 000 世帯まで	30, 000 円
3, 000 世帯まで	50, 000 円
5, 000 世帯まで	80, 000 円
10, 000 世帯まで	100, 000 円
10, 000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を 乗じて得た額

② 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に 1 曲 1 回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用する。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは甲の管理外の場合、又は歌詞が甲の管理外の場合、それぞれ 1 曲 1 回の使用料の 6 / 12 の額とする。

1 曲 1 回の C A T V 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1, 000 世帯 ごと 1, 000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1, 000 世帯 ごと 1, 000 円

(出版に関する利用許諾)

第 13 条 出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 書籍

① 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税額を含まないもの）の 10% に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、4 ② の規定によるものとする。

② ① 以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

3 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする

10,000 部 まで	50,000 部 まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える 場合
5,100 円	10,200 円	13,600 円	17,000 円	25,500 円	34,000 円	51,000 円

4 その他の出版物等

①ピースなど 1 又は 2 以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税額を含まないもの）の 10% に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、②の規定によるものとする。

②①以外の出版物の使用料は、その発行部数又は製作部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

5 2①及び4①の但し書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。

6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から 20% を限度として減額することができる。

7 2、3 及び 4 の規定にかかわらず、コマーシャルに利用することを目的とするものの場合（雑誌広告、新聞広告、看板広告、車内広告、ラッピング広告、アドバルーン広告を含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

8 2、3 及び 4 の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(貸与に関する利用許諾)

第14条 貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、レコード1枚(本)1回の貸与につき以下のとおりとする。

①商業用レコードに定価が明示ある場合

商業用レコードの定価(消費税額を含まないもの)の6%を、そのレコードに含まれている全著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれか多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。

②商業用レコードに定価の明示がない場合

著作物1曲につき下記使用料額をその商業用レコードに含まれている著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれか多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。

類別	使用料額
シングル盤(シングルCDを含む)	15円
コンパクトディスク(LP盤を含む)	70円
録音テープ	50円

3 商業用レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、1店舗を単位として、下表により算出する額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。なお、月間貸与回数とは、1店舗あたりの商業用レコードの月間の平均貸与回数をいう。

区分	月間貸与回数	月額使用料
1	2,500回未満	90,000円
2	2,500回以上、3,000回未満	110,000円
3	3,000回以上、4,000回未満	140,000円
4	4,000回以上、5,000回未満	180,000円
5	5,000回以上、6,000回未満	220,000円

6	6,000回以上、7,000回未満	250,000円
7	7,000回以上、8,000回未満	280,000円
8	8,000回以上、9,000回未満	320,000円
9	9,000回以上、10,000回未満	360,000円
10	10,000回以上、11,000回未満	400,000円

①月間貸与回数が11,000回以上の場合の使用料は、1,000回までを増すごとに、区分10の金額に、40,000円を加算した額とする。

②月間貸与回数の算出にあたっては、貸与1回あたり次の換算率を乗ずる。

コンパクトディスク（LP盤含む）	1
シングル盤（シングルCDを含む）	0.5
録音テープ	1

（業務用通信カラオケに関する利用許諾）

第15条 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の①及び②によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く）及び公衆送信に係るものを含むものとする。

①基本使用料

（1）基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数（業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいう）によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。

アクセスコード数	月額使用料
500 コードまで	50,000 円
1,000 コードまで	100,000 円
2,000 コードまで	200,000 円
3,000 コードまで	300,000 円
4,000 コードまで	400,000 円
5,000 コードまで	600,000 円
6,000 コードまで	800,000 円
7,000 コードまで	1,000,000 円
8,000 コードまで	1,200,000 円
9,000 コードまで	1,400,000 円

10,000 コードまで	1,600,000 円
12,000 コードまで	1,800,000 円
14,000 コードまで	2,000,000 円
16,000 コードまで	2,200,000 円
18,000 コードまで	2,400,000 円
20,000 コードまで	2,600,000 円
20,000 コードを超える場合2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円

(2) (1) によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円とする。

②利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバ、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という）1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額又は950円のいずれか多い額（情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額）に利用者との協議の上定める率を乗じて得た額とする。

(2) (1) によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない）ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とする。

- 2 第1項に基づき算出された、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。
- 3 1②(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価（消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない）をいう。
- 4 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入（いずれの名義をもってするかを問わない）に170%を乗じた額を情報料とすることができる。
- 5 1①(2)又は1②(2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。

① 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は甲の管理外の場合は、1 曲の使用料の $6/12$ の額とする。

② 歌曲において歌詞が甲の管理外の場合は、1 曲の使用料の $6/12$ の額とする。

6 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。

第 16 条 本規程の第 1 条乃至第 15 条の規程を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経た日以降（平成 26 年 4 月 1 日）から実施する。